

平成28年度 国民健康保険税率改定

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、被保険者みななどお金を出し合って備える制度です。国保は、一会計年度を単位として収支する短期保険で、毎年度、保険給付費等歳出額に応じた国保税率を見直し、適正な税率を設定することが事業運営の基本です。

■問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係 ☎(36)1363

平成28年度の国民健康保険税の税率(額)が引き下げに

国保税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されていますが、今回の改定は、国から示された平成28年度の後期高齢者支援金と、介護納付金の納付見込額が前年度より減少したことに伴い、必要な国保税額も減少するため後期高齢者支援金分と介護納付金分の国保税率を引き下げます。

医療費に占めるものは、急速な高齢化の進展や医療の高度化などによる費用の増加が見込まれますが、国からの財政支援の拡充による収入の増加が見込まれるため、医療分の国保税率は現行のまま据え置きとしました。

市では、今後も安定した国民健康保険制度を維持していくため、毎年度、歳出に心じて見直しを実施し、適正な国保税率に改定します。国保被保険者をはじめ、市民のみなさんの理解と協力をお願いします。

国保税率改定 Q&A

Q1 国保税率はどのようにして決まるのですか？

A1 毎年度、医療費、後期高齢者支援金や介護納付金などの歳出額を見込み、国保市などからの補

助金を除いた金額を国保税で賄う必要があります。そのため、前年度より必要な国保税額が増加すれば引き上げることになりますし、減少すれば引き下げることが可能になります。被保険者が負担する国保税は、世帯の加入者の所得や人数に

よって決まります。国保税は、加入者の所得や人数に

【税率・税額改定の内容】

区 分		平成27年度	平成28年度	差 引
医療分	所得割	7.5%	7.5%	—
	均等割	27,300円	27,300円	—
	平等割	27,300円	27,300円	—
後期高齢者支援金分	所得割	2.5%	2.4%	▲0.1%
	均等割	9,200円	8,400円	▲800円
	平等割	9,200円	8,400円	▲800円
介護納付金分	所得割	2.9%	2.5%	▲0.4%
	均等割	16,800円	15,500円	▲1,300円

(*) 課税標準所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除額(1人あたり最大33万円)

Q3 平成28年度の私の世帯の国保税はいくらになりますか？

A3 ①市ホームページに試算できるページがあります

②市ホームページに試算できるページがあります

②平成27年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)を準備して、国保医療課に問い合わせを

②平成27年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)を準備して、国保医療課に問い合わせを

②平成27年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)を準備して、国保医療課に問い合わせを

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ 平成28、同29年度の保険料率が決定

◇平成28、同29年度の保険料率

	平成26・27年度	平成28・29年度	差 引
均等割額	56,584円	56,085円	▲499円
所得割率	11.47%	11.17%	▲0.3%
賦課限度額	57万円	57万円	—

* 後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます

◇保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等(*1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(5万6085円)} + \text{所得割額} \\ \text{所得割額} = (\text{総所得金額等}(*1) - 33\text{万円}) \times 11.17\% \text{ (所得割率)}$$

(*1) 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です

◇平成28年度の保険料軽減措置

●世帯(*2)の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	軽減の基準(同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(*3)の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	「33万円+26万5千円×被保険者数」以下(*4)
2割軽減	44,868円	「33万円+48万円×被保険者数」以下(*4)

(*2) 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などはその時点)が基準となります
 (*3) 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します
 (*4) 平成28年度から軽減対象の拡充が実施されています

●所得の低い人については、所得割額が軽減されます

所得割額を5割軽減	(判定基準) 総所得金額等が91万円以下(*5)
-----------	--------------------------

(*5) 公的年金のみの場合は、その収入が211万円以下

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険(*6)の被扶養者であった人

均等割額が9割軽減されます(所得割額は、かかりません)	軽減後の保険料年額5,608円
-----------------------------	-----------------

(*6) 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合のことで、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません

◇保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

■問い合わせ先

▽市国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348
 ▽後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092(651)3111

断熱セラミック「GAINA」塗装セミナー開催のご案内

TV「大改造!! 劇的ビフォーアフター」で紹介

宇宙の技術を暮らしの中へ

お住まいの不満を解消する魔法の塗料!

「GAINA」の効果

- 暑い・寒い・うるさい・汚い・臭いといった不満を改善
- 省エネ・CO2削減に寄与

- 場 所: 宗像ユリックス・会議室9
- 日 時: 5月28日(土) 10:00~12:00
- 内 容: 主に実演
- 特 典: 受講者プレゼント
- 受講料: 無料

「GAINA」認定施工店 認定番号: D-40-0078
 (株) リフォームイレブン 担当: 中川
 宗像市田熊1-4-20
 ☎: 0120-4039-11
 FAX: 0940-36-8007
 URL: http://www.reform-11.co.jp
 ※モデルルーム有り。いつでもご案内します

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号 赤間センタービル3階(JR赤間駅北口) 所属弁護士 小出真実・高本稔久(福岡県弁護士会所属)

◇5月・6月の休日相談実施日◇

5月21日(土)、6月4日(土)、いずれも10~16時(要予約)
 平日に時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。各相談日の前日までに御予約をお願いします。なお、上記日時に限らず、平日の相談は、随時お受けしております。

